

【資料 2】

秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業業務委託企画提案競技審査会要領

第 1 目的

この要領は、秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、受託候補者を選定する企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 所掌事務

審査会は、実施要領の 5 に掲げる審査及び受託候補者の選定に関する事務を所掌する。

第 3 組織及び運営

- (1) 審査会は、次に掲げる者を審査員とし構成する。
 - ① 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課（以下「次世代・女性活躍支援課」という。）の職員 1 名
 - ② 次世代・女性活躍支援課長が委嘱する者 2 名
- (2) 審査会に会長を置き、前項①の者をもって充てる。
- (3) 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- (4) 審査会の事務局は、次世代・女性活躍支援課に置く。

第 4 会議

- (1) 審査会の招集は、次世代・女性活躍支援課長が行う。
- (2) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する審査員がその職務を代行する。
- (3) 審査会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各審査員の指名により代理出席を認める。
- (4) 審査会は、非公開とする。
- (5) 会長は必要に応じて、審査員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 5 審査の実施方法

審査は、参加者から提出された企画提案書や経費見積書のほか、参加者によるプレゼンテーション等により実施する。

第 6 審査の評価方法

- (1) 審査の評価は、別紙 1 「企画提案競技審査基準・評価基準表」（以下「基準表」という。）に基づき、基準表の審査項目ごとに、各審査員が、審査基準に応じて評価基準に掲げる判断基準により評価点を付けて行う。
- (2) 審査の評価に基づく審査員 1 人当たりの審査点は、審査基準ごとの評価点に係数を乗じて算出した点数及び別紙 2 「『賃金水準の向上』及び『女性の活躍推進』に関する取組」の合計点とし、満点は 80 点とする。

なお、審査基準ごとの配点は基準表に掲げるとおりとし、乗じる係数は次の観点によるものとする。

乗じる係数	観 点
2	評価の重要度が高い審査基準
1	上記以外の審査基準

第7 基準点

実施要領の5(2)に掲げる基準点は、各審査員の審査点の合計（別紙2による加点措置を除く）による点数で126点とする。

第8 受託候補者の選定方法

- (1) 各審査員の審査点を合計し、その合計点の高い参加者順に順位を付ける。
- (2) 前項による順位について、審査員が協議し最終的な順位を決定する。
- (3) 前項により決定した順位の1番の参加者を実施要領の5(2)に掲げる審査会において最も優れていると認めた参加者とし、受託候補者に選定する。

(別紙1)

企画提案競技審査基準・評価基準表

審査項目	審査基準	評価点 a	係数 b	配点 a × b	備考
1 実施体制・ 事業実施 の方向性	(1) 過去に同種の業務内容について受託実績があり、 成果を上げているか。	5	1	5	
	(2) 提案内容を実施する体制が確立されているか。	5	2	10	
2 事業の有効性	(1) 仕様書の趣旨に適った提案となっているか。	5	2	10	
	(2) 事業目的を達成する上で有効な手法か。	5	2	10	
3 事業の実現性	(1) 提案内容は抽象的でなく、具体的な内容及びスケ ジュールとなっているか。	5	2	10	
4 経費の妥当性	(1) 経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足 なく項目出しと数量計上を行っているか。	5	1	5	
	(2) 各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定さ れ、妥当なものとなっているか。	5	1	5	
5 総合評価	(1) 提案内容について、提案者の独自性が盛り込まれ ているか。	5	2	10	
	(2) その他、特別考慮できるような加点要素があるか。	5	1	5	
6 賃金水準の向 上及び女性の 活躍推進	賃金水準の向上の取組に関する加点措置（別紙2参照）			5	
	女性の活躍推進の取組に関する加点措置（別紙2参照）			5	
合 計（満点：80点）				80	

【評価基準（評価点、判断基準）】

評 価 点	1	2	3	4	5
判断基準（評価）	劣っている	やや劣っている	標 準 (要求を満たしている)	やや優れている	優れている

(別紙2)

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率(※1)	1.50%以上		3	
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法(※2)	各 0.25	最大 0.5
			次世代法(※2)		
	えるぼしチャレンジ企業認定(※2)			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法(※3)	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法(※3)	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法(※3)	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1	
	子ども・子育て支援知事表彰				
	男女共同参画社会づくり表彰				

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)
次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)